

薩摩川内市条例第 38 号

薩摩川内市の附属機関に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、本市の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に執行機関の附属機関を置き、その名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、その属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関 の属する 執行機関	名称	担任する事務
市長	薩摩川内市総合計画審議会	市長の諮問に応じて、薩摩川内市総合計画の策定及び改定並びに本市の重要事項について調査・審議する事務
	薩摩川内市行政改革推進委員会	市長の諮問に応じて、本市が行う行政改革の推進及びこれに関連する事項を調査・審議する事務
	交通災害共済審査会	旧川内市の共済見舞金の支給に関する重要事項を審査する事務
	薩摩川内市予防接種健康被害調査委員会	予防接種健康被害の発生に際し、当該事例について医学的な見地から調査、助言等を行う事務
	薩摩川内市農政企画審議会	市長の諮問に応じて、農政の企画並びに農業の振興又は農業構造改善及び農村三作運動について調査・審議する事務
	薩摩川内市林業振興推進協議会	市長の諮問に応じて、林業振興に関する薩摩川内市森林整備計画等の策定及び実施についての重要事項を調査・審議する事務
	薩摩川内市住居表示等審議会	市長の諮問に応じて、住居表示の施行及びこれに関連する事項を調査・審議する事務
	薩摩川内市消防団員等公務災害補償審査審議会	薩摩川内市消防団員等に係る損害補償について調査・審議する事務
	薩摩川内市消防賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金等審査会	消防賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給に関する事項を審査する事務
	薩摩川内市青少年問題協議会	青少年の指導・育成・保護及びきょう正に関する総合的施策の調査審議並びに実施に必要な相互の連絡調整に関する事務
教育委員会	薩摩川内市立学校通学区域・適正規模等審議会	市立小学校及び中学校の通学区域の設定又は改廃並びに適正規模及び適正配置について調査・審議する事務
	薩摩川内市障害児就学審議会	市立小学校に就学しようとする障害児並びに市立小学校及び中学校に在学する障害児童・生徒の就学に関し、必要な調査・審議に関する事務
	薩摩川内市文化財保護審議会	市内の重要な文化財の指定及び解除又は保存に関する必要な事項を調査・審議する事務
	薩摩川内市学校給食運営審議会	市立学校給食センター及び市立学校給食調理場の管理運営について必要な調査・審議に関する事務